

【学術論文】

『記・紀』隼人関係記事の再検討（一）

原口 耕一郎

要旨 『古事記』『日本書紀』においては、かなり古い時代の記事から隼人は登場する。この隼人関係記事の信憑性をめぐって、大きく二つの議論がある。一つは天武朝以降の記事からならば、それなりに信を置くことができるという理解であり、これは現在の通説になっているといえよう。もう一つは、天武朝より前の時期の記事にも史実性を認めようとする理解である。

小論は、これまでの隼人研究史を回顧し、隼人概念の明確化をはかり、『記・紀』に史料批判を加え、天武朝より前の隼人関係記事については、ストレートには信を置きたいことを論じようとするものである。つまり、可能な限り通説の擁護を目指すことが小論の目的である。まず、文献上にあらわれる隼人像を整理し、隼人概念の明確化を行う。次に考古資料と隼人概念との対比を、最近の考古学研究者の見解を踏まえながら行う。さらに畿内隼人の成立について触れる。その結果、『記・紀』編纂時における政治的状況、すなわち日本型中華思想の高まりの中で、政治的に創出された存在とし

ての隼人の姿が明らかにされるであろう。このような、現在の隼人理解において中核的なテーゼをなす、「隼人とは政治的概念である」という主張を確認したうえで、天武朝より前の隼人関係記事は漢籍や中国思想により潤色／造作を受けていることを明らかにする。

キーワード：隼人、古代南九州、夷狄、古代天皇制、中華思想、

日本書紀

一．はじめに

古代のある時期、南九州の人々は隼人と呼ばれていた。『古事記』（以下、『記』）や『日本書紀』（以下、『書紀』）には、隼人と呼ばれた人々が登場する。周知の通り、この隼人をめぐっては、特に戦後になってから多くの研究が積み重ねられてきている。中でも中村明蔵氏の一連の研究はその代表的なものであり、氏の研究以前以後で、隼人についての研究史を区分できるのではないかと考えられるほどの画期となった。このように、現在「隼人研究の第一人者」¹⁾と目される中村氏であるが、氏は隼人について次のように述べられている。

ハヤトが史上にその具体的な姿をあらわすのは、天武二年（六八二）七月のことである。…すでに指摘したように、『古事記』『日本書紀』には、この記事以前にハヤトは記述されていた。しかし、それらのハヤト記事は、天武朝にはじまる「隼人」の呼称

『記・紀』隼人関係記事の再検討(一)

を遡及させて用いたもので、両史書編纂時の造作とみて、ほぼまちがいないであろう。

確かに『記・紀』においてはそれ以前の時代にも「隼人」は登場する。しかし、ある程度信用できる隼人関係記事は天武朝以降のものからであり、それより前の隼人関係記事は何らかの粉飾をとまなうか、あるいはまったくの造作ではあるまいか。すなわち、『記・紀』における隼人の「初見」は天武朝の『書紀』記事ではあるまいか。このような見解をここでは「隼人天武朝初見説」と呼ぶことにしよう。結論から述べると、私は隼人天武朝初見説を支持するものである。しかしながら、天武朝より前の隼人関係記事について、史実性を認める議論も一方にある。小論において私は、『記・紀』の史料批判を通じて、この隼人天武朝初見説を可能な限り擁護することを目指したい。まずは隼人天武朝初見説がどのような立論であるのかを確認したうえで、天武朝より前の『記・紀』隼人関係記事に検討を加えたい。

二、『記・紀』の隼人関係記事

最初に、ここで、『記・紀』の隼人関係記事をみてみるのが順序であろう。

史料1『古事記』下巻 履中天皇(四世紀最末期)

〔前略〕是に、其のいる弟、水齒別命、参り赴きて、謁さしめき。爾くして、天皇の詔はしめしく、「吾は汝命若し

墨江中王と同じ心ならむかと疑へり。故、相言はじ」とのりたまはしめき。答へて白ししく、「僕は、穢き邪しき心無し。亦、墨江中王と同じくあらず」とまをしき。亦、詔はしめしく、「然らば、今還り下りて、墨江中王を殺して、上り来。彼の時に、吾、必ず相言はむ」とのりたまはしめき。

故、即ち難波に還り下りて、墨江中王に近く習へたる隼人、名は曾婆加里を欺きて云ひしく、「若し汝吾が言に従はば、吾は、天皇と為り、汝を大臣と作して、天の下を治めむ。那何に」といひき。曾婆加里が答へて白ししく、「命の隨に」とまをしき。爾くして、多たの禄を其の隼人に給ひて日ひしく、「然らば、汝が王を殺せ」といひき。是に、曾婆訶理、窃かに己が王の厠に入るを伺ひて、矛を以て刺して殺しき。

故、曾婆訶理を率て、倭に上り幸す時に、大坂の山口に到りて、以為ひしく、「曾婆訶理は、吾が為に大き功有れども、既に己が君を殺しつること、是義ならず。然れども、其の功を賽いずは、信無しと謂ひつべし。既に其の信を行はば、還りて其の情に惶りむ。故、其の功を報ゆとも、其の正身を滅さむ」とおもひき。是を以て、曾婆訶理に語りしく、「今日は此間に留りて、先づ大臣の位を給ひて、明日上り幸さむ」とかたりき。其の山口に留りて、即ち飯宮を造りて、忽ちに豊樂を為て、乃ち其の隼人に大臣の位を賜ひ、百官に拝ましめき。隼人、歎喜びて、志を遂げつと以為き。

爾しかくして、其の隼人のりたまに詔はくはく、「今日けふ大臣おほおみと同じおな蓋さかきの酒を飲のみまむ」とのりたまひて、共に飲のみむ時に、面おもてを隠かくす大鏡おほまに、其の進まむる酒を盛もりき。是こゝに、王子みこ、先まづ飲のみみ、隼人のち、後に飲のみみき。故かれ、其の隼人のちが飲のみむ時に、大鏡おほま、面おもてを覆おほひき。爾しかくして、席むしろの下したに置おける劍つるぎを取り出いだして、其の隼人のちが頸くびを斬きりて、乃すなち明あくる日に上のぼり幸いしき。(後略)

史料2『日本書紀』卷十二 履中天皇 即位前紀 (四世紀最末期)

〔前略〕時有二近習隼人一。曰二刺領巾一。瑞齒別皇子陰喚二刺領巾一、而誂レ之曰、為レ我殺二皇子一。我必敦報レ汝、乃脫二錦衣・禪一与之。刺領巾侍二其誂言一、独執レ矛、以伺二仲皇子入レ廁而刺殺、即隸二干瑞齒別皇子一。於レ是木菟宿禰啓二於瑞齒別皇子一曰、刺領巾為レ人殺二己君一。其為レ我雖レ有二大功一、於二己君一無レ慈之甚矣。豈得レ生乎、乃殺二刺領巾一。即日向レ倭也、夜半臻二於石上一而復命。於レ是喚二弟王一以敦寵、仍賜二村合屯倉一。(後略)

史料3『日本書紀』卷十五 清寧天皇元(四八〇)年
冬十月癸巳朔辛丑、葬二大泊瀨天皇于丹比高鷲原陵一。于レ時隼人昼夜哀二号陵側一、与レ食不レ喫、七日而死。有司造二墓陵北一、以レ礼葬之。是年也、太歲庚申。

史料4『日本書紀』卷十五 清寧天皇四(四八三)年
秋八月丁未朔癸丑、天皇親錄二囚徒一。
是日、蝦夷・隼人並内附。

人間文化研究 9 二〇〇八年

史料5『日本書紀』卷十九 欽明天皇元(五四〇)年
三月、蝦夷・隼人、並率レ衆歸附。

史料6『日本書紀』卷二十 敏達天皇十四(五八五)年

秋八月乙酉朔己亥、天皇病弥留、崩二于大殿一。是時起二殯宮於広瀬一。馬子宿禰大臣佩レ刀而誂。物部弓削守屋大連听然而咲曰、如下二獵箭一之雀鳥上焉。次弓削守屋大連手脚揺震而誂。(揺震、戰慄也。)馬子宿禰大臣咲曰、可レ懸レ鈴矣。由レ是二臣微生二怨恨一。三輪君逆使二隼人相一距於殯庭。穴穗部皇子欲レ取二天下一。發憤称曰、何故事二死王之庭一、弗レ事二生王之所一也。

史料7『日本書紀』卷二六 齊明天皇元(六五五)年

是歲、高麗・百濟・新羅、並遣レ使進調。(百濟大使西部達率余宜受、副使東部恩率調信仁、凡一百餘人。)蝦夷・隼人率レ衆内属、詣レ關朝獻。新羅別以三及渙弥武一為レ質、以二十二人一為二才伎者一。弥武遇疾而死。是年也、太歲乙卯。

史料8『日本書紀』卷二九 天武天皇十一(六八二)年

秋七月壬辰朔甲午、隼人多來貢二方物一。是日、大隅隼人与二阿多隼人一、相二撲於朝廷一。大隅隼人勝之。(中略)戊午、饗二隼人等於飛鳥寺之西一、發二種々樂一。仍賜レ祿各有レ差。道俗悉見之。(後略)

史料9『日本書紀』卷二九 天武天皇十四(六八五)年

六月乙亥朔甲午、大倭連・葛城連・凡川内連・山背連・難波連・紀酒人連・倭漢連・河内漢連・秦連・大隅直・書連并十一氏、賜

『記・紀』隼人関係記事の再検討(一)

姓曰「忌寸」。

史料10 『日本書紀』卷二九 朱鳥元(六八六)年 天武天皇

九月(中略)丙寅、(中略)次大隅・阿多隼人及倭・河内馬飼部造、各誅之。

史料11 『日本書紀』卷三〇 持統天皇元(六八七)年

五月甲子朔乙酉、皇太子率「公卿・百寮人等」、適「殯宮」而慟哭焉。於是隼人大隅・阿多魁帥、各領「己衆」、互進誅焉。

(史料12) 秋七月(中略)辛未、賞「賜隼人大隅・阿多魁帥等三百三十七人」。各有「差」。

史料13 『日本書紀』卷三〇 持統天皇三(六八九)年

三年春正月(中略)壬戌、詔「出雲国司」、上「送遭」值風浪「蕃人」上。是日、賜「越蝦夷沙門道信、仏像一軀、灌頂幡・鍾・鉢各一口、五色綵各五尺、綿五屯、布一十端、鍬二十枚、鞍一具」。筑紫大宰粟田真人朝臣等、獻「隼人一百七十四人、并布五十常、牛皮六枚、鹿皮五十枚」。

史料14 『日本書紀』卷三〇 持統天皇六(六九二)年

閏五月(中略)己酉、詔「筑紫大宰率河内王等」曰、宜「遣」沙門於大隅与「阿多」、可「上」伝「仏教」。(後略)

史料15 『日本書紀』卷三〇 持統天皇九(六九五)年

五月丁未朔己未、饗「隼人大隅」。

丁卯、觀「隼人相撲於西槻下」。

四

日これを歴史的事実とみなすものはまず存在しないであろう。ただし、「日向神話」に隼人が登場するのは、彼らがかなり古い時代から王権に服属していたからである、とする見解もあるかもしれない。これについては、隼人天武朝初見説を採用する中村氏、永山修一氏らが、「日向神話」——特に海幸山幸神話(海宮訪問譚)——を構成する要素として隼人が加わるのは、基本的に早くとも天武朝以降であると主張される。のを見ると、隼人天武朝初見説の妥当性をはかることによつて、ある程度決着をつけられよう。なお、私自身も近く「日向神話」と隼人の関わりについて論じる予定である。よつて今回の検討からは除外する。

また、これら以外にもクマソ関係記事があるが、これについてはすでに中村氏が詳細に論じられている⁴。結論のみを記すと、『記・紀』や『風土記』にみえるクマソとは、これらの編纂時期における造作で、クマソなる「民族」が実在したことはない。隼人系では最大の勢力を誇り、最後まで王権に服属することを拒み続けた大隅国贈於郡の曾君一族の支配を正当化しようとしてクマソ説話の造作がなされた。宣長がいうように、クマソのクマは熊クマで猛々しいという意味であり、肥後国球磨郡の「球磨」ではない。ソはもちろん曾君のこと。景行天皇の筑紫巡行においては、現在の宮崎県最南部から熊本県最南部に抜けるルートを選択し(人吉市など旧・球磨郡域も通過)、隼人の居住地である鹿児島県域には足を踏み入れていない。また球磨郡と贈於郡の考古資料の分布も一致せず、よつて肥後国球磨郡がクマソに関係

ないことがわかる。したがって、クマソ関係記事もまた、今回の検討からは除外する。

三、天皇号の成立と日本型中華思想

現在では単人について考えるに、古代の政治思想を参照することが常識となつている。いわゆる日本型中華思想である。まず、天皇号の問題について述べておく。これについては多くの研究があるが特に重要であるのは、渡辺茂氏と東野治之氏によるものである。両氏の研究の概略を示すと次のようになる。中国では唐の高宗が上元元（六七四）年に、それまでの皇帝号を天皇号に改め、日本へは天武朝の途中にその情報が伝わったとされ、日本の天皇号は、この中国の制度・政治思想を模倣・導入したものであり、天武朝の途中か次の持統朝から天皇号を用いはじめたと考えるものである。これが現在の多数説を形成しており、特に天武朝成立説が通説になつているといってよい。

次に、中華思想（華夷思想）についてみてみる。「天下」の中央に位置する、華々しい文明国家である中華（華夏）を統べる王者には、天から下された「天命」によつて「徳」の高い人物が任命される。その王者である皇帝は、人々を「正しい道」に導く使命がある。皇帝の支配領域の外側には、正しい道や文明の何たるかを知らない四種類の夷狄（「野蛮」な「異民族」）が存在し、それらは東夷、西戎、北狄、南蛮と呼ばれる。夷狄は中華文明や皇帝の徳を慕つて朝貢してくるのだと

される。次に王化思想についてみてみる。中華の王者たる皇帝の徳が及ぶ範囲は、化内の地と呼ばれる。その外には皇帝の徳が及んでいない化外の地がある。化外の地に住む夷狄たちは、皇帝の徳を慕つて朝貢してくる（のだとされる）が、天命を受けた王者たる皇帝は、これら夷狄たちを正しい道に導くために教え諭さねばならない（教化）。化外の夷狄たちが皇帝の徳を慕つて化内の地に移り住むことを、「投化」とか「帰化」という。

おおまかなまとめ方ではあるが、これら中華思想（華夷思想）や王化思想を日本の古代王権が取り入れたものが、日本型中華思想である。基本的には中国の皇帝制度の模倣であると考えられる天皇制の開始にあたり、王権は「日本」国号の設定、都城の建設、暦や年号の設定、歴史書の編纂、錢貨の発行、律令制の施行などを行うが、中華思想や王化思想の導入、「辺境」地域における「夷狄」の設定もまた、このような政治（思想）史的流れのもとで理解されねばならないであろう。有名な記事ではあるが、以下、一例を示そう。

史料16『続日本紀』巻第一 文武天皇三（六九九）年

秋七月辛未、多櫛・夜久・菴美・度感等人、從_レ朝宰_二而來貢_二方物_一。授_レ位賜_レ物各有_レ差。其度感嶋通_二中国_一、於_レ是始矣。

この記事はみた通り南島人の朝貢に関わるものであるが、ここにみえる「中国」とはChinaのことではない。もちろん日本のことを中華思想に基づいて「中国」と呼んでいるのである。

四、既存の学説①——隼人の時間的範囲

前述の通り、隼人天武朝初見説を明確に打ち出された中村氏であるが、ここでその基本的な主張を確認したい。中村氏によると、南九州の人々が悠久の昔からずっと「隼人」と呼ばれていたわけではない。隼人という呼称は、古代南九州の人々の自称とは思われず、むしろ古代王権が名付けた他称だと考えられる。まず、南九州の在地系の一般住民が、王権から隼人と呼ばれていた時間的範囲を考えてみたい。中村氏は隼人の「初見」であるとされる史料8記事について、⑦天武・持統朝とそれより前の隼人関連記事には出現頻度において差異がみられること。⑧天武朝以降の記事は朝貢関係の記事が多いことが一つの特色であること。⑨この天武二年の最初の朝貢記事は、隼人を「大隅」「阿多」と二区分しており、欽明・敏達・斉明朝などの記事で「隼人」と一括された記事とは一線を画するものであること。⑩この記事が隼人についてはじめての具体的内容をもなったものであること。⑪隼人という用語はおそらく天武朝から用いられていること、天武朝は日本型中華思想、律令国家成立、浄御原令制定などの点で画期となったこと。⑫隼人はそのような状況から生まれた政治的な名称であること。⑬この時期に筑紫大宰が積極的に南九州・南島に進出していること。といった点を説明された¹⁰。なお、中村氏は天皇号について、「東野治之氏の研究を基調とする天武・持統朝成立説」を支持すると明言されている¹¹。このようにして、王権が南九州の人々を隼

人と呼びはじめたのは天武朝のことであるとされた。

少し補足を加えてみたい。⑦については、前出の諸記事の年代を見比べれば一目瞭然であろう。隼人関係記事については、明らかに天武朝を境にして何らかの変化があることは誰しも認めざるをえないのではないか。⑧については、後述の永山氏の指摘がポイントになるであろう。⑨⑩については、隼人関係記事の具体性に関わる指摘であろう。天武朝より前の記事については、これからみていく通り、漢籍の文章を模倣した可能性が高い記事もあること、また、きわめて説話的内容であり、ストレートには信を置きたいものである。こうして中村氏以来の隼人理解についての中核的テーゼとなる、「隼人とは政治的存在である」ということ(後述)が⑨⑩の主張から導かれるのである。私はこれらに加えて、天智朝にまったく隼人関連記事がみえないことも不審としたい。

では、王権が南九州の在地系の一般住民を隼人と呼ばなくなるのはいつなのであろうか。これは永山氏の所説が参考になるが、それは、九世紀初頭のことと考えられている。この時期に大隅・薩摩両国への班田制が実施され、また朝貢が停止されるにいたり、

史料17『日本後紀』逸文(『類聚国史』延暦十九(八〇〇)年 桓武天皇

十二月辛未、収大隅・薩摩兩國百姓墾田一、便授二口分。(後略)

史料18『日本後紀』逸文(『類聚国史』延暦二十(八〇一)年 桓武

天皇

六月壬寅、停^三大宰府進^二隼人^一。

史料19『日本後紀』逸文(『類聚国史』)延暦二十四(八〇五)年 桓

武天皇

春正月乙酉、永停^二大替隼人風俗歌舞^一。(後略)

以降、南九州の人々を「野族」¹²と呼ぶことはあっても「隼人」と呼ぶことは一例もみえなくなり、隼人司管轄下の畿内隼人のみが、「隼人」として各種儀礼などに参加し続ける¹³。

つまり、永山氏の指摘されるがごとく、南九州の在地系の一般住民については、「隼人の呼称は朝貢に密接に関わるものであると考えられ」、「朝貢の開始とともに隼人は出現し、朝貢の停止とともに隼人は消滅する」。「隼人は朝貢(擬制された儀式も含む)を行うことによつて隼人であり続けたのであり、朝貢を行わない隼人はもはや隼人ではなかった」¹⁴のであつて、「南九州に居住するものが『隼人』とされたのは一二〇年ほどでしかない」¹⁵のである。

五、既存の学説②——隼人の空間的範囲

隼人と呼ばれた人々が居住していたのは、天武朝から九世紀初頭までの南九州であるが、ではその南九州の範囲とは、どこからどこまでであろうか。まず、一般に「隼人の地」とされるのは、島嶼部を除いた薩摩・大隅両国域(ほぼ現在の鹿児島県本土域に相当)であり、種子

人間文化研究 9 二〇〇八年

島・屋久島から奄美・沖縄にかけての地域は、時期によつてその呼称や範囲が変わると考えられるものの、掖玖・多櫛・阿麻弥・南島などと呼ばれており、隼人とは扱いが異なっている¹⁶。次に、肥後国域(ほぼ現在の熊本県域に相当)に隼人系勢力の存在は認められず、むしろ薩摩国最北部で肥後国と接する出水郡には、はやくから肥後系勢力が進出していたとされている¹⁷。「天平八(七三六)年薩摩国正税帳」(以下、「正税帳」)にみえる出水郡の郡司はすべて肥後系豪族である¹⁸。「倭名類聚抄」などによると薩摩国は全部で一三郡であるが、「正税帳」は最北の出水郡と国府所在地である高城郡より南を「隼人一十一郡」と表現している。とすると、出水・高城両郡は「非隼人郡」ということになる¹⁹。そもそも出水郡は肥後国の一部であり、薩摩国成立に際して、肥後国から分割され編入されたのではないかとする学説もある²⁰。また、『続日本紀』(以下、『統紀』)大宝二(七〇二)年四月の記事には

史料20『続日本紀』大宝二(七〇二)年 文武天皇

夏四月(中略)壬子、令^下筑紫七国及越後国箇^二点采女・兵衛^一

貢^上之。但陸奥国勿^レ貢。

とあり、「筑紫七国」の記述があるが、これは、筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向の七国を指すと考えられる。もともと、薩摩・大隅両国域は、日向国に含まれていた²¹。さて、前述の通り、大宝二年四月段階では「筑紫七国」とみえ(史料20)、まだ薩摩・大隅両国は成立していない。その後、同年に薩摩と多櫛が「反乱」したため

七

『記・紀』隼人関係記事の再検討(一)

八

史料21 『続日本紀』大宝二(七〇二)年 文武天皇

八月丙申、薩摩・多櫛、隔_レ化逆_レ命。於_レ是發_レ兵征討、遂校_レ

戸置_レ吏焉。(後略)

これを征討し、戸籍を作成し役人を置いたというが、この時期を境に薩摩国²²と多櫛嶋²³が成立したと考えられる。ただし、薩摩国の成立については、次の『統紀』記事にみえる

史料22 『続日本紀』大宝二(七〇二)年 文武天皇

冬十月。(中略)丁酉、先_レ是、征_二薩摩隼人_一時、禱_二祈大宰所

部神九处_一、実頼_二神威_一、遂平_二荒賊_一。爰奉_二幣帛_一、以賽_二其禱

焉。唱更国司等(今薩摩国也)言、於_二国内要害之地_一、建_レ柵

置_レ戍守之。許焉。(後略)

「唱更国司」の解釈をめぐって、まず薩摩国の前身である「唱更国」が成立し、その後、薩摩国となったとする説²⁴と、大宝二年夏段階で薩摩国が成立し、唐の辺境支配にならって、隼人支配のため、日向(後の大隅国域を含む)・薩摩両国司が「唱更」の任を担ったとする説²⁵と、二説ある。さらに、広域の日向国から薩摩・大隅両国が分立した後の日向国域に、隼人と呼ばれた人々が居住していたかどうかは諸説あるが、古代の史料上「日向隼人」の語がみえるのは次の一例のみ²⁶である。

史料23 『続日本紀』和銅三(七二〇)年 元明天皇

三年春正月(中略)庚辰、日向隼人曾君細麻呂、教_二諭荒俗_一、

馴_二服聖化_一。詔授_二従五位下_一。

この記事で出てくるのは「曾君細麻呂」であり、「曾君」の「曾」とは後の大隅国贈於郡のことであろう。この記事は、贈於郡域を含む大隅国が日向国から分立する

史料24 『続日本紀』和銅六(七二三)年 元明天皇

夏四月乙未、(中略)割_二日向国肝坏_一、贈於_二大隅・始羅四郡_一、

始置_二大隅国_一。(後略)

以前の記事である²⁷。また、隼人の歌舞は衛門府被管隼人司の管轄下にあるが²⁸、

史料25 『令』卷第二 職員令第二

隼人司

正一人。(掌。檢_二校隼人_一。及名帳。教_二習歌儺_一。造_二作竹笠_一事。)佑

一人。令史一人。使部十人。直丁一人。隼人。

日向国最南部にあり大隅国と国境を接する諸県郡の諸県舞は、治部省被管雅楽寮の管轄下にあり、

史料26 『続日本紀』天平三(七三一)年 聖武天皇

秋七月(中略)乙亥、定_二雅楽寮雜樂生員_一。大唐樂卅九人、百濟

樂廿六人、高麗樂八人、新羅樂四人、度羅樂六十二人、諸県儺八

人、筑紫儺廿人。其大唐樂生、不_レ言_二夏蕃_一、取_下堪_二教習_一者上。

百濟・高麗・新羅等樂生、並取_二当蕃堪_レ学者_一。但度羅樂、諸県

・筑紫儺生、並取_二樂戸_一。

両者の行政上の扱いは異なっている。したがって、ほぼ現在の宮崎県域という意味での日向国域の住民が、「隼人」と呼ばれたことはなか

ったであろうと考えられる。²⁹⁾

最後に甌島郡について触れておく。この郡は島嶼域のみにより構成される郡だと考えられるが、次の『統紀』記事において「正六位上甌隼人麻比古」とみえ、

史料27『続日本紀』神護景雲二(七六九)年 称徳天皇

十一月(中略)庚寅、天皇臨軒。大隅・薩摩隼人奏「俗伎」。外従五位下薩摩公鷹白・加志公嶋麻呂並授「外従五位上」。正六位上甌隼人麻比古、外正六位上薩摩公久奈都・曾公足曆・大住直倭、上正六位上大住忌寸三行並外従五位下。自餘隼人等賜物有差。

〈後略〉

また、この郡は「正税帳」のいう「隼人一十一郡」に含まれる。したがって甌島郡の住民は隼人とされていたものと考えられる。³⁰⁾

六、擬似民族説と隼人

ここで前章までの議論をまとめてみると、古代南九州の人々が「隼人」と呼ばれたのは、時間的には天武朝から九世紀初頭までの一二〇年間ほどであり、空間的には、薩摩・大隅両国域(ほぼ現在の鹿児島県本土域に相当)の在地系住民に限られる。なお、前述の通り、甌島郡の住民は鹿児島県本土域と同様に隼人とされていた。また、出水郡のように、両国域内においても、住民が隼人とは呼ばれていなかったであろう地域も想定される。もちろん、七世紀後半から八世紀にかけて

人間文化研究 9 二〇〇八年

の、隼人あるいは南九州の状況を一括して扱うわけにはいかず、時間軸と空間軸に沿って緻密な考証を行わねばならないことはいうまでもない³¹⁾のであるが、おおよそこのようにまとめることができよう。

では、このような状況から何がいえるであろうか。いわゆる日本型中華思想に基づきながら、その後の蝦夷や隼人の研究に大きな影響を及ぼしたのが、石上英一氏による擬似民族説である。石上氏の議論を私なりに要約すると次のようになる。

蝦夷・隼人らは、形質・風貌・居住・生業・習俗といった人類学的・民族学的な示差的特徴を基礎とはするが、一方でそれらの特徴を誇張し、あるいは近畿地方を中心とした「中央」の人々の共通性を隠蔽して、政治的な意図の下に設定・編成・維持された民族集団である。また反抗し征服され服属するという政治性格を指標として付与された民族集団である。隼人は南九州という居住地の地域性を有した人々で、南あるいは西辺境の服属集団の存在の必要性という政治的要請から設定された擬似民族集団であり、種々の民族集団は七・九世紀には支配的集団としての「中央」の人々に同化・吸収されはじめる³²⁾。

このように、隼人とは、近畿地方など「中央」の人々との差異を特定の意図をもって誇張し、「中華の皇帝」としての天皇の権威を相対的に高めるため、政治的に設定された擬似民族集団なのである。隼人と呼ばれた古代南九州の人々が、実態として「中央」の人々と異なる習俗や生業などの文化を持っていたことはやはりあったのだろうが、

ここまで研究史を回顧してきた通り、それらの差異を認めたととしても、第一義的には、隼人とは政治的に設定された擬似民族集団であったといわざるをえない。日本型中華思想というイデオロギーこそが、「古代南九州の人々」を「隼人」たらしめる本質であった。隼人とは、古代南九州の人々を「人種」だとか「文化的要素」によって区分した概念ではなく、あくまでも第一義的には、「行政上の区分」³³「一種の身分制度」³⁴であると考えたい。

本章は、隼人とは何かについて理解するにあたり、ほとんど決定的に重要な箇所であると思われるので、関口明氏の蝦夷理解³⁵に拠りながら今しばらく考察を加えたい。関口氏によると、蝦夷の研究史において、「人種論」と「方民説」の大きく二つの流れがあったとされる。簡単にいえば、蝦夷を人種あるいは民族的に「アイヌ系」と捉えることが人種論である。一方、蝦夷を「日本」の辺境地域に居住する「日本人」とみなすことが方民説であるという。しかし、方民説もまた蝦夷を「日本人」として規定／理解する限りにおいて、広義の人種論的蝦夷観に含まれるとされ、氏は代わって蝦夷を「政治的概念」として理解する道を模索された。中国的な夷狄観による史書の潤色や、時代や政治的変遷にともなう蝦夷への呼称の変化を踏まえながら、蝦夷が「アイヌ人」か「日本人」かという点は一まず措き、政治的区分としての蝦夷像を明確化しようとした。

これは、私にはきわめて説得力を持った指摘に思われるのである。先にみた通り、永山氏は隼人の「出現」「消滅」について朝貢という

儀礼の存在に大きく注目され、また、「言うまでもなく、南九州に均一性をもった集団としての『隼人』がいたとは考えられない」³⁶とさえ指摘された。関口・永山両氏の指摘を総合すると、果たして隼人を実態をともなつた民族概念として捉えてよいものかどうか、疑わしいといわざるをえないであろう。やはり、古代の南九州に出自を持ち、朝貢や王権儀礼に参加することによって日本型中華思想というイデオロギーを充足させる政治的／社会的役割を担わされた人々が、「隼人」と呼ばれたものと考えたい。そのような意味において、隼人とは行政上の区分であり、ある種の身分制度であり、政治的に設定された擬似民族集団、すなわち、フィクションとしてのエスニック集団であったといえるのではあるまいか。少しく大げさにいえば、私は、隼人と呼ばれた古代南九州の人々は、現在の南九州の人々の直接の祖先(の一つ)と考える。だが、彼らが「日本人」であるかどうかは、また別な問題であると思うのである³⁷。

七. 考古資料と隼人

これまでの成果を元に、ここで隼人と考古資料の関わりについて考えてみたい。なお、本章には本来ならば考古資料の分布地図を添付することが求められるであろうが、紙数の都合上これをなすことができない。古代南九州における墓制の分布地図については、原口泉・他『県史46 鹿児島県の歴史』³⁸三二二頁の、中村明蔵『隼人の古代史』³⁹

二、三頁のそれぞれ分布地図が入手／利用しやすく便利である。さて、本章の議論に移ろう。畿内系の高塚古墳が鹿児島県北部にしかみられなかったことなどから、かつては「南九州は畿内型文化を拒んだ地域」と想定されてきた。ところがここ最近、九州島のほぼ南端に位置する指宿市から円墳が「発見」された⁴⁰。これは南九州と畿内など他地域との政治的・文化的つながりを考察する上で、今後大きな影響を及ぼすことになろう⁴¹。

南九州に特徴的とされる墓制の分布をみると、まず、地面から垂直に竖坑を掘り下げ、その底から水平に死者を安置するという地下式横穴墓がある。これは宮崎平野部から内陸部、川内川上流域にかけてと大隅半島平野部に主に分布する。五、六世紀がその全盛期で一部は七世紀以降も築造されるという。また、地表下一〜二メートルに竖穴を掘り石室をつくり、それを板状の石で重ね覆うという地下式板石積石室墓がある。これは熊本県南部、天草諸島、鹿児島県西部、川内川流域に主に分布し、典型的なものは弥生時代から古墳時代の前半に築造されたと考えられるという⁴²。さらに、地面に穴を掘ってそのまま遺体を埋葬するという土壙墓が、薩摩半島南端部と鹿屋市で確認されており、古墳時代前期を中心とするものであるらしい⁴³。これらは特定の地域にしかみられないことなどから、かつては「隼人の墓制」とみなされることもあったという。しかし、果てしてそうであるうか。以下、最近の考古学研究者の知見によりながら主に地下式横穴墓についてみていくが、地下式板石積石室墓、土壙墓についても同様

のことが指摘できよう。

●中村直子氏（一九八七年）⁴⁴

成川式土器は南部九州の弥生後期から古墳時代ごろまでの土器様式の総称だが、従来、非常に在地色が強く排他的な土器様式だとみなされ、「隼人の用いた土器」との認識も強い。しかし近年新たな問題意識から再考をうながす見解も出てきた。それは、成川式の特徴性ばかりが強調され、それが即「隼人民族」の特殊性に短絡的につなげられてしまう従来の見方への批判である。これは、そもそも「隼人民族」の存在が考古資料から実証されたのかという基本的な懐疑に依拠している。

●下山覚氏（一九九五年）⁴⁵

「隼人」についての初見記事である天武十一年の『書紀』記事以降、七世紀後半以降に「成川式土器」の一部が残存するからといって「成川式土器は隼人の土器である」という帰結にはいたらない。なぜなら、「隼人」は考古資料によって具体的に示される空間や時間をもった概念だったのか疑われるためである。∴永山氏の指摘を考慮すると、単に「考古学的資料とある種の集団との対比を先見に行うことなかれ」という方法論的な問題だけではなく、果して、「隼人」を具体的に示しうる考古資料が実在するのかという疑問すらも生ずるのである。ただ、「隼人」という呼称が用いられ「特殊化」されるには、当時、南部九州の人々に対してなんらかの文化的な「差異」が認識されたと考えられることから、考古資料でそのよ

うな差異の一部を明らかにすることはできないかという展望はできると考えられる。一方で、もし、「隼人」という名称に与えられたイデオロギーを極力排除しようとする、考古資料と「隼人」という呼称との対比の必然性はなくなるという立場が生ずると考えられる。

●東憲章氏(二〇〇一年)⁴⁶

一九九七年には宮崎考古学会が研究会『葬送儀礼にみる東アジアと隼人』を開催し、地下式横穴墓に見られる葬送儀礼の一端が紹介された。その中で、隼人と地下式横穴墓を直接結びつけることを否定する考えが大勢を占めた。…古墳時代の南九州に展開する地下式横穴墓は、地下式板石積石室墓や(立石)土壙墓とともに、古代史上に登場する「隼人の墓制」として紹介されることがしばしばある。局地的な分布を示す点、副葬品の多くが鉄製武器で「勇猛果敢な隼人」のイメージに合うことなどが、大和朝廷に抗い、異民族視され、討伐された隼人に結びついた理由であろう。しかし厳密には、隼人が文献上に登場するのは天武朝からであり、現時点では七世紀の半ばまでしか下り得ない地下式横穴墓とは年代的なギャップがある。また、日向国が現在の宮崎・鹿児島両県域を合わせた範囲を示した七世紀末の段階ではその領域内に隼人の居住域を含んでいたとしても、八世紀初頭の薩摩国の分出(七〇二年)、大隅国の分出(七一三年)により日向国内に隼人の居住地はなくなる。隼人居住地と地下式横穴墓の分布はごく一部しか重ならないのである。

さて、このように地下式横穴墓が分布する時間的空間的範囲と、隼人が「存在」する同じ区分とはほとんど重ならないことが明らかになった。また、早く中村明蔵氏は、地下式横穴墓の分布について次のように述べられていた。

このような地下式横穴の分布と築造時期は、隼人の区分とは異なるものである。すなわち、この墓制の分布する地域には同一の文化圏が形成され、ほぼ共通の信仰・言語・習俗をもつ人々が住んでいたとみられるにもかかわらず、大隅国の地方に居住していたものは「隼人」とされ、政治的には分離されていたからである。

そこには政府の政治的意図がはたらいていたとみることができよう。つまり、そもそも地下式横穴墓が分布する時間的空間的範囲と隼人が存在したそれは異なるものであるし、同墓制の分布域においても、後の大隅国東北部にあたる地域の人々は隼人と呼ばれたのに対し、日向国域に留まることになった人々は隼人とはされていないのである。ここからわかることは、仮に同一墓制の分布が文化的同一性を示すとするならば、日向国域南部の人々と大隅国域東北部の人々は同じ文化圏に所属するのであろうが、隼人であるかどうかの区分は、文化的な範囲とは別な基準、すなわち政治的な基準によって区分されているらしいということである。先にも述べた通り、これは地下式板石積石室墓にも同じことがいえるのであり、土壙墓については時期が重ならないことが指摘されうる。繰り返しになるが、隼人とは第一義的には政治的な存在であって、文化的な差異が「普通の人々」と隼人を区分する

決定的な要因ではないのである。この中村氏の指摘は、隼人とは「政治的概念」であって、考古資料に代表される「古代南九州の人々の生活の実態」とは必ずしも一致しないということを明確に示したきわめて重要なものである。隼人とは何かを理解するにあたってもっとも重要なことは、「文献上にあらわれる隼人像」と「古代南九州の人々の生活の実態」とが齟齬をきたす場合もあるという事実を、いかに整合的に解釈するか、ということである。そうであるならば、「古代の南九州で流行した文化（墓制）」を「隼人の文化（墓制）」と呼べるかどうかは、きわめて慎重な考察が必要であろう。「土壙墓・地下式板石積石室墓・地下式横穴墓」という特徴的な墓制は、ひとまず隼人と直接結びつけることを措いて、まず南九州の墓制として評価されていかなければならない⁴⁸であろう。

ここで紙数も尽きた。今回は、まず畿内隼人についての研究史を回顧し、これの概略の把握につとめたうえで、いよいよ天武朝より前の『記・紀』隼人関係記事に対して具体的な検討を加えたいと思う。

使用テキスト

新編日本古典文学全集本『古事記』（小学館、一九九七年）。新編日本古典文学全集本『日本書紀』（小学館）。新日本古典文学大系本『続日本紀』（岩波書店）。日本思想大系新装版本『律令』（岩波書店、一九九四年）。黒板伸夫／森田悌・編『日本後紀』（集英社、二〇〇三年）。

〔新訂増補〕國史大系本『日本後紀 續日本後紀 日本文徳天皇實録』（吉川弘文館、二〇〇〇年）。林陸朗／鈴木靖民・編『天平諸国正税帳』（現代思潮社、一九八五年）。中田祝夫・編『倭名類聚抄（元和三年古活字版二十卷本）』（勉誠社文庫、一九七八年）。

註

1 いま、中村明蔵氏の隼人に関する著作をあげてみると、『若い世代と語る日本の歴史別巻1 熊襲と隼人―南九州の古代社会』（評論社、一九七三年）、『隼人の研究』（学生社、一九七七年）、『隼人の楯』（学生社、一九七八年）、『熊襲・隼人の社会史研究』（名著出版、一九八六年）、『南九州古代ロマン―ハヤトの原像』（丸山学芸図書、一九九一年）、『隼人と律令国家』（名著出版、一九九三年）、『新訂 隼人の研究』（丸山学芸図書、一九九三年）、『クマノの虚構と実像―つくり出された反逆者像―』（丸山学芸図書、一九九五年）、『かごしま文庫29 ハヤト・南島共和国』（春苑堂出版、一九九六年）、『古代隼人社会の構造と展開』（岩田書院、一九九八年）、『神になった隼人―日向神話の誕生と再生』（南日本新聞社、二〇〇〇年）、『隼人の古代史』（平凡社新書、二〇〇一年）、がある。

2 前掲註1中村明蔵『隼人の古代史』九〇・九一頁

3 中村明蔵「日向神話と海神文化圏の成立」（前掲註1同『熊襲・隼人の社会史研究』）一二〇頁以降。中村明蔵「日向神話の成立をめぐる

- 諸問題」隼人文化研究会・編『隼人族の生活と文化』(雄山閣、一九九三年)。「日向国の成立」宮崎県・編『宮崎県史 通史編 古代2』(一九九八年)九五・九六および一〇五・一〇八頁(※執筆担当者は永山修一氏)。原口泉・他『県史46 鹿児島県の歴史』(山川出版社、一九九九年)三九・四〇頁(※執筆担当者は永山修一氏)。泉谷康夫「海宮遊幸神話の成立について」同『記紀神話伝承の研究』(吉川弘文館、二〇〇三年)。熊田亮介「古代国家と蝦夷・隼人」同『古代国家と東北』(吉川弘文館、二〇〇三年)一二頁。などがある。なお、天孫降臨型の神話自体がいつから存在するかについては、周知の通り諸説あるが、ここではあくまでこれに隼人の要素が加わったのはいつからか、という主旨に理解しておきたい。
- 4 中村明蔵「クマソの史実性について(上)」『鹿児島女子短期大学紀要』二八、一九九三年。中村明蔵「クマソの史実性について(中)」『鹿児島女子短期大学紀要』二九、一九九四年。中村明蔵「クマソの史実性について(下)」『鹿児島女子短期大学紀要』三〇、一九九五年。前掲註1中村明蔵「クマソの虚構と実像―つくり出された反逆者像―」。また、中村氏以外で、クマソ説話の成立を同様の時期にみなすものとして、松倉文比古「景行紀の構成―熊襲・九州親征記事を中心として―」龍谷大学龍谷紀要編集委員会・編『龍谷紀要』二八・二、二〇〇七年、などがある。
- 5 本居宣長「古事記伝」『本居宣長全集 第九卷』(筑摩書房、一九六八年)一九四頁
- 6 渡辺茂「古代君主の称号に関する二・三の試論」北海道教育大学史学会・編『史流』八(一九六七年)。東野治之「天皇号の成立年代について」同『正倉院文書と木簡の研究』(塙書房、一九七七年)。
- 7 最近の例として、吉田一彦「古代国家論の展望―律令国家論批判―」歴史科学協議会・編『歴史評論』六九三、二〇〇八年、三七・三九頁。鐘江宏之『全集 日本の歴史 第3巻 律令国家と万葉びと』(小学館、二〇〇八年)、などがある。
- 8 中村明蔵「隼人の名義をめぐる諸問題」(前掲註1同『隼人と律令国家』)
- 9 中村明蔵「天武・持統朝における隼人の朝貢」(前掲註1同『隼人と律令国家』一〇七・一一三頁)
- 10 中村明蔵「隼人社会の推移とその性格」(前掲註1同『隼人と律令国家』八・一一頁)
- 11 前掲註8中村明蔵「隼人の名義をめぐる諸問題」六七・六八頁
- 12 『日本文徳天皇実録』仁寿三(八五三)年秋七月丙辰条
- 13 永山修一「隼人と律令制」下條信行・他編『新版古代の日本第三巻九州・沖縄』(角川書店、一九九一年)。前掲註10中村明蔵「隼人社会の推移とその性格」二二・二四頁。
- 14 永山修一「隼人をめぐって―〈夷狄〉支配の構造―東北芸術工科大学東北文化研究センター・編『東北学』四、二〇〇一年
- 15 永山修一「平安時代前半の南九州について」宮崎県地域史研究会・編『宮崎県地域史研究』一七、二〇〇四年、九頁

- 16 中村明蔵「南島と律令国家の成立」(前掲註1同『隼人と律令国家』。山里純一『古代日本と南島の交流』(吉川弘文館、一九九九年)所収の各論など。
- 17 前掲註3「日向国の成立」宮崎県・編『宮崎県史 通史編 古代2』三五・三七頁。前掲註14永山修一「隼人をめぐって——(夷狄)支配の構造」一四八・一四九頁。
- 18 井上辰雄「薩摩国正税帳をめぐる諸問題——隼人統治を中心として——」同『正税帳の研究』(塙書房、一九六七年)一〇七・一〇八頁。井上辰雄『隼人と大和政権』(学生社、一九七四年)一三八・一三九頁。
- 19 中村明蔵「律令制と隼人支配について——薩摩国の租の賦課をめぐる——」(前掲註1同『新訂 隼人の研究』)
- 20 前掲註3「日向国の成立」宮崎県・編『宮崎県史 通史編 古代2』三五・三七頁。永山修一『天平八年薩摩国正税帳』の世界」大河同人・編『大河』七、二〇〇〇年、九・一〇頁。
- 21 中村明蔵「隼人国と国府の成立について」(前掲註1同『新訂 隼人の研究』)一三九・一四〇頁。中村明蔵「薩摩国の成立について」(前掲註1同『熊襲・隼人の社会史研究』)二四四・二四五頁。
- 22 鎌田元一氏によると、成立当初のサツマ国の国名表記は「薩麻国」であったという。「薩麻」からいつ「薩摩」へと表記が変更したかについては定かではないが、それは、『統紀』がすべて「薩摩」表記である点からして、その後半二〇巻が撰進された延暦一三(七九

人間文化研究 9 二〇〇八年

- 四)年八月以前であろうとされる。首肯すべき見解であるが、小論では便宜上、「薩摩国」表記で統一する。鎌田元一「律令制国名表記の成立」同『律令公民制の研究』(塙書房、二〇〇一年)。
- 23 永山修一「天長元年の多櫛嶋停廢をめぐる」東京大学古代史研究会・編『史学論叢』一一、一九八五年。中村明蔵「古代多櫛嶋の成立とその性格」(前掲註1同『隼人と律令国家』。山里純一「古代の多櫛嶋」(前掲註16同『古代日本と南島の交流』)。
- 24 前掲註21中村明蔵「隼人国と国府の成立について」。前掲註21中村明蔵「薩摩国の成立について」。中村明蔵「唱更国の実態——薩摩国の前身をめぐる問題——」(前掲註1同『古代隼人社会の構造と展開』)。
- 25 永山修一「大宝二年の隼人の反乱と薩摩国の成立について」九州史学研究会・編『九州史学』九四、一九八九年。前掲註3「日向国の成立」宮崎県・編『宮崎県史 通史編 古代2』三〇・三三頁。
- 26 前掲註1中村明蔵『隼人の古代史』一四〇頁
- 27 卯野木盈二「隼人征伐史」熊本史学会・編『熊本史学』一九・二〇、一九六二年、一七頁。中村明蔵「熊襲と隼人をめぐる諸問題」(前掲註1同『新訂 隼人の研究』)三三三・三四頁
- 28 中村明蔵「隼人司の成立とその役割」(前掲註1同『熊襲・隼人の社会史研究』)。永山修一「隼人司の成立と展開」(前掲註3隼人文化研究会・編『隼人族の生活と文化』)。
- 29 前掲註27中村明蔵「熊襲と隼人をめぐる諸問題」三五・三六頁

一五

³⁰ 前掲註27中村明蔵「熊襲と隼人をめぐる諸問題」三四・三五頁。ただし、中村氏の指摘通り、「甌隼人」とは人名の一部であつて、甌島郡の人々は薩摩国の隼人に含まれる。

³¹ このような視点は、以下の論考に学んだ。今泉隆雄「律令国家とエミシ」須藤隆・他編『新版古代の日本第九巻 東北・北海道』(角川書店、一九九二年)。武廣亮平「八世紀の『蝦夷』認識とその変遷」『国立歴史民俗博物館研究報告』八四、二〇〇〇年。前掲註14永山修一「隼人をめぐって——〈夷狄〉支配の構造」。

³² 石上英一「古代東アジア地域と日本」『日本の社会史 第一巻』(岩波書店、一九八七年)。ただし、表現やニュアンスを「もちろん私の責任で」若干変更してある。

³³ 前掲註27中村明蔵「熊襲と隼人をめぐる諸問題」三五頁

³⁴ 永山氏は隼人という呼称について、「一種の身分呼称」であるとの指摘をなされた。これは、私のいう「一種の身分制度」と大体において同じ意味であろうと理解した。前掲註15永山修一「平安時代前半の南九州について」二頁。

³⁵ 関口明『正史』に記されたエミシ『歴史読本』三七・一七、一九九二年。関口明「古代蝦夷論」同『蝦夷と古代国家』(吉川弘文館、一九九二年)。また小論を成すにあたり、関口氏の蝦夷論に大きな示唆を受けたことを申し添えておく。小論とあわせて読みたい。

³⁶ 前掲註14永山修一「隼人をめぐって——〈夷狄〉支配の構造」一五二頁

³⁷ 例えば養島栄紀氏は、「事実上現代の概念・範疇である『アイヌ』あるいは『日本人』などを古代に遡及させる議論は、もはや払拭すべきことに疑問の余地はない」と指摘される。養島栄紀「古代北方史研究の課題と視覚——『交流』概念の有効性をめぐって——」同『古代国家と北方社会』(吉川弘文館、二〇〇一年)六頁。

³⁸ 前掲註3原口泉・他『県史46 鹿児島県の歴史』

³⁹ 前掲註1中村明蔵『隼人の古代史』

⁴⁰ 下山覚・中摩浩太郎・渡部徹也・鎌田洋昭「鹿児島県指宿市弥次ヶ湯古墳について(調査速報)——日本最南端の古墳の発見——」人類学研究会・編『人類学研究』一一、一九九九年

⁴¹ 例えば、橋本達也「鹿児島島のフィールド研究——列島西南端の古墳と地域間交流——」鹿児島大学総合研究博物館『news letter』一三、二〇〇六年。橋本達也「神領10号墳発掘調査——大隅のフィールド調査——」鹿児島大学総合研究博物館『news letter』一五、二〇〇七年。宮代栄一記者署名記事「塗り変わる隼人像」『朝日新聞』二〇〇六年一月三日朝刊三一画。などを参照されたい。

⁴² 大西智和「南九州に営まれた二つの地下式墓制——『地下式横穴墓』と『地下式板石積石室墓』」『別冊太陽』一三六 古代九州(平凡社、二〇〇五年)

⁴³ 前掲註3原口泉・他『県史46 鹿児島県の歴史』三四頁

⁴⁴ 中村直子「成川式土器再考」鹿児島大学法文学部考古学研究室・編『鹿大考古』六、一九八七年、五七頁

⁴⁵ 下山覚「考古学からみた隼人の生活——「隼人」問題と展望——」

新川登亀男・編『古代王権と交流 8 西海と南島の生活・文化』
 (名著出版、一九九五年) 一七四・一七五頁

⁴⁶ 東憲章「地下式横穴墓の成立と展開」九州前方後円墳研究会・編
 『第4回 九州前方後円墳研究会資料集——九州の横穴墓と地下式
 横穴墓——(第1分冊)』二〇〇一年、四九八頁

⁴⁷ 前掲註27中村明蔵「熊襲と隼人をめぐる諸問題」三五・三六頁

⁴⁸ 永山修一「文献からみた『隼人』」宮崎考古学会・編『宮崎考古』
 一六、一九九八年、一〇・一一頁

(研究紀要編集部は、編集発行規程第五条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する、二〇〇八年四月二十二日付)。